福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会

地域の縁側づくり推進モデル事業　実施要綱

１　目　的

種別や基盤の異なる社会福祉法人が連携して地域の課題解決に取り組むためには、一定の圏域内で、法人が相互に情報や課題を共有していくようなヨコのネットワークづくりが不可欠である。

そこで、各法人がもっている経営資源、専門性、ネットワークを複数法人で相互に利活用し合いながら、地域の縁側となり得る居場所づくり活動を県内に広げていくため、こうした取組みの推進基盤をつくることを目的としたモデル事業を実施する。

２　事　業

（１）地域法人ネットワークづくり事業【必須事業】

設定する域内に任意の「地域法人ネットワーク」を組織し、地域の居場所

づくりに関わるさまざまな課題の把握と共有、解決に向けた法人連携のあり方等を検討する。

（２）地域の縁側づくりモデル事業【選択事業】

　　組織化された「地域法人ネットワーク」が主体となり、地域性や参加法人

の特性を活かした平時または災害時における地域の居場所（縁側）づくりを

試行する。

３　実施上の留意点

（１）地域法人ネットワークづくり事業

　　①一定の域内で「地域法人ネットワーク」を組織化すること。

②参加法人の数が3以上であること。

　　③域内の非会員法人の参画も可とする。

　　④ネットワーク内の連絡調整、進行管理等を担う幹事法人を1以上配置す

ること。

⑤地域の居場所づくりや地域の福祉課題等に関わる会議を年2回以上開催

すること。

（２）地域の縁側づくりモデル事業

　　①参画するすべての法人が相互に役割を担うこと。

　　②域内の非会員法人の参画も可とする。

　　③地域の特性や福祉課題を踏まえた「地域の居場所（縁側）づくり」であること。

　　④地域の多様な機関・人材との協働を意図した取組みであること。

　　⑤県内各地への広がりが期待できる取組みであること。

４　助成額および対象経費

（１）地域法人ネットワークづくり事業

①助成額は、地域法人ネットワークに参画する会員法人数に2万円を乗じた額（上限）とし、地域法人ネットワークに一括して助成する。

②対象経費は、ネットワークの組織化やネットワーク会議の運営等に係る

次の経費とする。

（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、広報費）

（２）地域の縁側づくりモデル事業

①助成額は、地域法人ネットワークに参画する会員法人数に3万円を乗じた額（上限）とし、地域法人ネットワークに一括して助成する。

②対象経費は、事業の実施等に係る次の経費とする

（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、広報費）

５　実施期間

　事業の実施期間は、令和元年9月1日から令和2年3月31日とする。

６　手続き等

（１）助成金の交付申請

　　事業の実施を希望する法人（以下、「幹事法人」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、法人連携協事務局へ提出する。

（２）助成審査・決定

　　前項の申請書を受理したときは、その内容を理事会で審査し、可否を決定し、通知する。

（３）助成金の交付

　　幹事法人は、助成金交付請求書（様式第２号）を事務局に提出することとする。なお、助成金は必要に応じて概算払いすることができることとする。

（４）事業の実績報告

　　幹事法人は、令和2年4月20日までに、事業完了報告書（様式第３号）を事務局に提出するものとする。

（５）助成金額の確定

　　事務局は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成額を確定し、その旨を通知するものとする。

７　活動状況等の報告

　助成が決定した地域法人ネットワークは、法人連携協の求めに応じて、活動

状況等を他の会員法人に報告することとする。

８　その他

　この実施要領に定めるもののほか、この事業の運営等に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。